

今月のピックアップ  
子育て  
図書館  
健康

### 総務課からのお知らせ

☎ 0493-62-2151

#### 役場職員の募集



#### 募集職種

一般事務職(身体障害者対象含む)

技術職(土木、建築)

社会福祉士

いずれも若干名

試験日程 9月17日(日)

申込期限 7月31日(月) 17時15分

申込方法や受験資格等はホームページをご確認ください。

#### 埼玉県知事選挙

埼玉県知事選挙が行われます。

投票日当日に投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

投票期日 8月6日(日) 7時～20時

#### 期日前投票

①町民ホール

7月21日(金)～8月5日(土)

②ふれあい交流センター

8月2日(水)～8月5日(土)

①②ともに8時30分～20時

#### 嵐山町議会議員一般選挙及び立候補者説明会期日

嵐山町議会議員一般選挙が行われま

図書館  
健康

投票日当日に投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。選挙執行に伴い、立候補者説明会を実施いたします。

告示期日 9月26日(火)

投票期日 10月1日(日)

#### 期日前投票

場町民ホール・ふれあい交流センター

9月27日(水)～9月30日(土)

8時30分～20時

#### 立候補者説明会期日

8月22日(火)14時～ 場町民ホール

立候補届出の手続き、選挙運動など当日は、立候補届出用紙など関係書類を交付します。

※出席者は、1立候補予定者につき3名以内でお願いいたします。

#### 今年のサマージャンボ宝くじは1等・前後賞合わせて7億円！

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

#### サマージャンボ宝くじ

1等 5億円×24本

前後賞各 1億円×48本

(発売総額720億円・24ユニットの場合)

#### サマージャンボミニ

1等 2,000万円×28本

前後賞各 500万円×56本(発売総額210億円・7ユニットの場合)

お知らせ  
くらしの掲示板  
無料相談

### 地域支援課からのお知らせ

☎ 0493-62-2152

発売期間 7月4日(火)～8月4日(金)

抽せん日 8月18日(金)

お求めは県内の宝くじ売り場で！(PCやスマホからも購入できます)

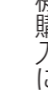
#### STOP詐欺被害！

#### 電話機の購入費の補助



通話開始前に「通話が録音されます」等の警告を自動で流す機能と、通話内容を自動で録音する機能を持った固定電話は、特殊詐欺への高い抑止効果が期待できます。嵐山町では、これらの電話機購入に対し最大1万円を補助します。詳細は今月号に差し込んだ案内チラシをご覧ください。

#### 自転車利用者ヘルメット着用が努力義務化



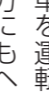
道路交通法の改正により、4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車を運転する方はもちろん、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。交通事故による被害を軽減するため、子供だけでなく大人もヘルメット

#### 国民健康保険税の軽減



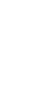
7月中旬に世帯主宛に発送します。世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者でも、世帯に国民健康保険の加入者がいる場合、世帯主宛に納税通知書が届きます。(世帯主分の保険税は含まれていません)

#### 未就学児に係る均等割の軽減



子育て世帯の経済的負担軽減のため、未就学児の均等割の5割を軽減します。(未就学児：来年の3月末までに7歳を迎えていない子供)

#### 国民健康保険税の減免



多子世帯の均等割減免  
第3子以降の子供の均等割を次の要件のもとに全額減免します。  
対18歳以下の子供が3人以上いる世帯で第3子以降の子供  
※18歳以下とは来年の3月末までに19歳を迎えていない子供を指します。

#### 限度額適用認定証(標準負担額減額認定証)の更新



窓口でのお支払いが限度額までで済む「限度額適用認定証」は、申請により交付されます。住民税非課税世帯には、入院時の食事代の減額も併せて「限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により交付されます。どちらの認定証も有効期限が7月31日(月)となっておりますので、継続して入院している方などは8月以降、再度申請が必要です。外来でも適用できますので、必要な方は役場町民課保険年金担当の窓口にて申請してください。

#### 国民健康保険「被保険者証」の送付



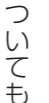
現在、お持ちの国民健康保険の被保険者証の有効期限は、7月31日(月)となっております。新しい被保険者証は、期限の切れた被保険者証は、役場町民課まで返却していただくか、ご自身で破棄してください。

#### お医者さんのかかり方の見直し



正しい受診を心がけて、医療費の節約と医療体制の充実につなげましょう。

#### 国民年金保険料の免除制度



保険料の未納状態が続くと、将来支給できる年金額に影響がでる以外にも、不慮の事態が発生した際に、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合があります。そのため、経済的な理由等で国民年金保険料を納付が困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

#### 1、保険料免除制度

所得が少なく保険料を納めることが困難なときに申請し、認められると保険料の納付が免除されます。申請者本人(被保険者)・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となり、所得に応じて次のように免除が承認されます。

#### 2、納付猶予制度

50歳未満の方(学生を除く)で本人(被保険者)・配偶者の前年所得が基準額以下の場合、保険料の支払が猶予されます。

#### 3、申請免除等の承認期間と申請時期

免除申請の承認期間は原則7月から翌年6月迄です。令和5年度の免除申請は7月1日から申請できます。

#### 4、4分の1免除

※一部免除を承認された方は、一部納付保険料を納付する必要があります。納付書は、承認通知書と合わせて日本年金機構から送られますので、納付期限内に納付してください。

#### 2、納付猶予制度

50歳未満の方(学生を除く)で本人(被保険者)・配偶者の前年所得が基準額以下の場合、保険料の支払が猶予されます。

#### 3、申請免除等の承認期間と申請時期

免除申請の承認期間は原則7月から翌年6月迄です。令和5年度の免除申請は7月1日から申請できます。

#### 4、4分の1免除

※一部免除を承認された方は、一部納付保険料を納付する必要があります。納付書は、承認通知書と合わせて日本年金機構から送られますので、納付期限内に納付してください。

### 税務課からのお知らせ

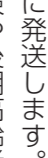
☎ 0493-62-2153

7月中旬に世帯主宛に発送します。

#### 国民健康保険税の納税通知書発送

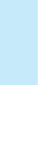
世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者でも、世帯に国民健康保険の加入者がいる場合、世帯主宛に納税通知書が届きます。(世帯主分の保険税は含まれていません)

#### 国民健康保険税の軽減



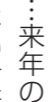
子育て世帯の経済的負担軽減のため、未就学児の均等割の5割を軽減します。(未就学児：来年の3月末までに7歳を迎えていない子供)

#### 国民健康保険税の減免



多子世帯の均等割減免  
第3子以降の子供の均等割を次の要件のもとに全額減免します。  
対18歳以下の子供が3人以上いる世帯で第3子以降の子供  
※18歳以下とは来年の3月末までに19歳を迎えていない子供を指します。

#### 限度額適用認定証(標準負担額減額認定証)の更新



窓口でのお支払いが限度額までで済む「限度額適用認定証」は、申請により交付されます。住民税非課税世帯には、入院時の食事代の減額も併せて「限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により交付されます。どちらの認定証も有効期限が7月31日(月)となっておりますので、継続して入院している方などは8月以降、再度申請が必要です。外来でも適用できますので、必要な方は役場町民課保険年金担当の窓口にて申請してください。

### 町民課からのお知らせ

☎ 0493-62-2154

#### 国民健康保険「被保険者証」の送付

現在、お持ちの国民健康保険の被保険者証の有効期限は、7月31日(月)となっております。新しい被保険者証は7月中旬以降、簡易書留郵便にてお送りします。期限の切れた被保険者証は、役場町民課まで返却していただくか、ご自身で破棄してください。

#### お医者さんのかかり方の見直し

正しい受診を心がけて、医療費の節約と医療体制の充実につなげましょう。

#### 1、重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」は、医療費の増加につながるだけでなく、誤った服薬の危険も伴い、治療に支障をきたすことがあります。自分や家族の病歴や普段の健康状態を把握してくれる「かかりつけ医」がいると安心です。

#### 2、休日や夜間の受診を見直しましょう

休日や夜間の受診は、割増料金がかり医療費の増加につながります。